

藤沢市長

誓約書

私は、藤沢市認知症カフェ事業補助金交付要綱第2条及び第3条に定める要件を満たす認知症カフェ事業を運営することを誓約いたします。

年 月 日

住所

団体名

代表者氏名

認知症カフェとしての名称

藤沢市認知症カフェ事業補助金交付要綱

(定義)

第2条 認知症カフェとは、認知症の人やその家族が地域の人や専門家と相互に情報を共有しお互いを理解しあう場として様々な実施主体・方法で開催されるものであり、活動内容は次に掲げるものとする。

- (1) 認知症に関する知識の普及啓発
- (2) 認知症の人同士の仲間づくり、生きがい活動の支援
- (3) 認知症や介護に関する相談、情報提供
- (4) 認知症の人の家族等の交流、孤立防止
- (5) 地域住民の認知症への理解の促進
- (6) 認知症の人の家族等と医療・介護に関する関係機関との交流の促進

(補助金の交付対象者及び要件)

第3条 補助金の交付対象者は、藤沢市を拠点として活動する2名以上の団体で、認知症カフェ事業において国、地方公共団体、社会福祉協議会その他これらに類する団体から、補助金その他これに相当するものの交付を受けていないものとし、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 藤沢市内において開催すること。
 - (2) カフェの参加費は無料若しくは実費相当とすること。
 - (3) 2カ月に1回以上開催し、1回あたりの開催時間は概ね1時間以上とすること。ただし、市長がやむを得ないと認める場合はこの限りでない。
 - (4) 認知症カフェの開催場所は、認知症の人が利用しやすく、少なくとも5人以上の参加者が共に集えるスペースを確保すること。
 - (5) 地域住民、介護・医療に関する専門職の者等、誰もが参加しやすい環境を整えること。
 - (6) 政治活動、宗教活動及び参加者に対する営業活動を行わないこと。
 - (7) 公序良俗に反する活動を行わないこと。
- 2 補助金の交付対象者は認知症カフェの開催日において次に掲げる要件を満たすものとする。
- (1) 認知症の相談に応じ、適切な相談機関を紹介できるスタッフを1名以上配置すること。
 - (2) 当日の参加人数に応じて、安全を確保するために必要な人数のスタッフを配置すること。
 - (3) 認知症サポーター養成講座の受講等により認知症についての正しい知識を修得した地域のボランティアをスタッフとして受け入れるよう努めること。